

「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に関する施策の進捗状況について

資料1

項目	進捗状況	今後の予定
II 食品ロスの削減の推進に関する事項 2 基本的施策		
【1】 (1)教育及び学習の振興、普及啓発等 ①消費者に対する普及啓発	1)消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。 ・消費者の食品ロスの認知向上のため、食品ロス削減特設サイト「めざせ！食品ロス・ゼロ」に情報をまとめ発信。(消) ・平成29年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業による、食品ロスの発生が削減に効果的であることをウェブサイトやSNS等で周知。(消) ・ローリングストック法について紹介したチラシ等をウェブサイトやSNS等に掲載。(消) ・食品ロス削減のため、暮らしの中で意識してできる取組として食品ロスダイアリーやmottECO(令和2年度～)、日本フランチャイズチェーン協会と連携した「てまえどり」の呼びかけ(令和3年度～)、同協会のほか小売店やドラッグストア関連の協会とも連携し呼びかけを強化(令和7年度)。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間ポスターを作成し、10月の月間の普及啓発を実施。(消) ・食品ロス削減月間中、機運を高めるため、また官民一体感を持たせることを狙いに、事業者や地方公共団体等と連携し、SNSでハッシュタグ「#食品ロス削減月間」等の共通ワードで各自投稿を行う取組を実施。(消) ・食品ロス削減推進アンバサダー等の著名人を起用したイベントを実施し、食品ロス削減の機運醸成を図った。(消)(農)(環) ・分かりやすい食品ロス削減の資材を作成し、こどもから大人まで幅広い世代に配布。(消) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の啓発資材を提供。(農) ・消費者のほか、事業者に対して、イベントや講演会で食品ロス削減をテーマにした登壇を行い、普及啓発を実施。(消) ・雑誌や業界誌等で食品ロス削減に関する著述を行い、情報発信。(消) ・こども食育が関与する食育大会において、こどもや親子向けに啓発を実施。(消) ・民間主催のイベント等で積極的にブース出展し、啓発を実施。(消) ・ホームページ上で啓発資材のダウンロードページを運用。(環) ・消費者の食品ロスの認知向上・取組促進のため、食品ロスポータルサイトに情報をまとめ発信。「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」、「mottECO」に加え、消費者行動別の情報提供、「買い物のとき(買い過ぎない、てまえどり)」、「調理のとき(料理研究家とのコラボ動画など)」、「保存のとき(傷みにくい保存方法、整理方法)」、「外食するとき(3010運動など)」、「食べきれないとき(フードドライブ)」などを発信。(環)	・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)(環)
【2】	2)消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進するとともに、事業者に対し、まだ食べることができる期限に関する情報を発信するよう促す。 ・「「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」を行い、「賞味期限」の愛称として「おいしいめやす」を選定(令和2年度)。(消) ・「おいしいめやす」を普及啓発するためのポスター及びデジタルデータを作成し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等事業者の協力の下、ポスター及びレジ画面等への提示を実施(令和3年2月1日～)。(消) ・消費者庁ウェブサイトに掲載した参考資料等において、賞味期限と消費期限の違い等を掲載。(消) ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を改正し、「食品表示基準Q&A」に位置付けるとともに、地方公共団体等に対して、関係者への周知を依頼。(消) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者における店舗での消費者への普及啓発のために使用できる啓発資材や、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的としたポスターも含めて提供。(農) ・食品ロス削減全国大会において、備蓄の役割を終えた災害用備蓄食品のうち賞味期限を超過したものについて、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的として、一般消費者へ配布。(農)	・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)
【3】	3)賞味期限の愛称を「おいしいめやす」としてポスターによる周知等を実施する。 ・「「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」を行い、「賞味期限」の愛称として「おいしいめやす」を選定(令和2年度)。(消) ・「おいしいめやす」を普及啓発するためのポスター及びデジタルデータを作成し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等事業者の協力の下、ポスター及びレジ画面等への提示を実施(令和3年2月1日～)。(消) ・「おいしいめやす」のポスターを、消費者庁ウェブサイトに掲載するとともに、SNSでも周知。(消)	・引き続き、普及啓発を実施。(消)

【4】		4)「賞味期限」の過ぎた災害備蓄用ミネラルウォーターの適切な利用を促進するための対策を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水を含む賞味期限の切れた災害時用備蓄食料の取扱いについて、消費者庁ウェブサイト、過度な食品ロスにならないよう普及啓発を実施。(消) ・経済産業省のホームページにペットボトル水の賞味期限と計量法との関係についてのQ&Aを掲載するとともにメールマガジンで配信し、当該Q&Aについて47都道府県、126特定市(計量行政を担う都道府県以外の自治体)に情報共有を実施。(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農) ・引き続き、事業者等に対し、計量法を正しく理解いただくための取組を進める。(経)
【5】		5)消費者及び食品関連事業者に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・宴会やパーティーが増える年末年始の期間に、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携して「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、消費者・事業者等に向けて食べきりが促進するよう普及啓発を実施。(消)(農)(環) ・食品ロス削減特設サイトやSNSで、消費者に対して、恵方巻きの予約販売の時期に、購入を検討する場合は食品ロス削減の観点から予約販売を活用することを促す呼びかけを実施。(消) ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」について、ウェブサイト等を通じて周知。(農)(消) ・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるように、ポスター等の資材を提供するとともに、当該資材を活用してPRIに取り組む小売事業者を公表。(農) ・宴会等での食品ロス削減のため、3010運動を推進、啓発資材を作成、また「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」をホームページ及び食品ロスポータルサイトで発信。(環) ・mottECO導入モデル事業にて事業者、地方公共団体等の取組を支援(令和3年度～)。(環) ・mottECO普及コンソーシアムによる、mottECOの普及拡大のための事業者、自治体連携イベント「～食べ残しをなくそう～食品ロス削減「mottECO(モッテコ)」FESTA2025」を開催(令和7年度)。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)(環) ・mottECO導入を検討する事業者の伴走支援を実施。(環) ・「mottECO導入の手引き(仮称)」を取りまとめ公開。(環)
【6】		6)「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発とともに、事業者が自主的に取り組むmottECOの普及促進に関する取組を一層推進する。特に、持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、外食事業者が活用しやすい注意事項のひな型の掲示など、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りを分かりやすく周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始に「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、消費者に対して、外食時の食べきりの普及啓発を行うとともに、どうしても食べきれない場合は「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」を参考に自己責任で持ち帰ることも検討する呼びかけを実施。(消) ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の参考チラシ等の周知。(消) ・事業者や消費者、行政(食品衛生担当)等に対して説明会等を通じ、理解促進に向けた啓発等を実施。(消)(厚) ・令和7年3月18日に開催した第4回「食品廃棄物の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」について説明をするとともに、食べきり・持ち帰り促進に向けた取組事例を紹介。外食店舗向け食べきり推進ポスターを作成。(農) ・mottECO導入モデル事業にて事業者、地方公共団体等の取組を支援(令和3年度～)。(環) ・mottECO導入モデル事業の公募要領において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の遵守を要件として盛り込み、ガイドラインの普及啓発と合わせた導入を推進(令和7年度)。(環) ・mottECO等の食品ロス啓発資材をHPIに公表。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、分かりやすい啓発素材を作成し、周知等を実施。(消) ・引き続き、説明会等の周知を実施。(消)(厚) ・引き続き、普及啓発を実施。(農)(環) ・mottECO導入を検討する事業者の伴走支援を実施。(環) ・「mottECO導入の手引き(仮称)」を取りまとめ公開。(環)
【7】		7)消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減月間に、商慣習の見直しの取組として、納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者について、事業者名を公表し、一般消費者に対して周知。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(農)
【8】		8)「もったいない」の考え方、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が作成する普及啓発資材における「ろすのん」の積極的な使用、事業者等における「ろすのん」の活用事例のホームページ等を通じた周知を実施。平成25年以降開始した、「ろすのん」の事業者等における使用の許可件数については、令和7年12月末時点で1,671件に増加(令和7年3月末時点では1,602件)。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「ろすのん」の活用促進に係る取組を実施。(農)

【9】		<p>9)食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組(地方公共団体と連携した全国大会、表彰、川柳コンテスト等)を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(消) ・食品ロス削減月間特設ページの開設、政府広報や地方公共団体とも連携し、啓発ポスター及び啓発チラシの作成等により食品ロス削減月間及び具体的な取組に関する情報を発信。(消) ・できることから取り組む機運を醸成すると共に、身近な取組を横展開することにより、国民それぞれに行動してもらうことを目的として、『めざせ！食品ロス・ゼロ』川柳コンテストを実施(令和3年度～)。(消) ・株式会社 明治に加え、日本ハム株式会社(令和7年度)のいくつかの製品パッケージに川柳コンテストの受賞作品を掲載し、全国の小売店で販売(令和4年度～)。(消) ・食品ロス削減推進アンバサダーを起用した月間ポスターの作成など、報道媒体を通じ食品ロス削減の取組を広く発信。(消)(農)(環) ・消費者庁、農林水産省、環境省にて、地方公共団体との共催で食品ロス削減全国大会を毎年開催(第9回大会を令和7年10月30日に東京都千代田区で開催)。(消)(農)(環) ・企業・団体・学校等が行う食品ロス削減の取組を消費者が知ることができるよう、食品ロス削減に関する自主宣言を消費者庁ウェブサイトで公表(令和4年度～)。(消) ・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組等、食品関連事業者による食品ロス削減に資する取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(農) ・消費者庁、農林水産省と共に、食品ロス削減月間を行う環境省の取組を発信(毎年9月)。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、積極的な広報に取り組む。(消)(農) ・第10回食品ロス削減全国大会を令和8年10月30日に栃木県那須塩原市で開催。(消)(農)(環) ・引き続き、食品ロス削減月間の取組を発信。マスコミ等を通じた広報活動を実施。(環)
【10】		<p>10)国民運動「デコ活」による脱炭素に向けたライフスタイル転換を促すとともに、食品ロス削減等による循環経済、ネイチャーポジティブの実現を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「デコ活」では、国民・消費者目線で、脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋を示した「くらしの10年ロードマップ」に基づき、「食」分野における対策として「地産地消や食べきり、ごみの削減・分別の意義やメリットを国民・消費者に分かりやすく伝える」取組を推進。脱炭素に資する「デコ活アクション」の一つ、「感謝の心 食べ残しゼロ」を掲げ、農林水産省・消費者庁と連携したキャンペーンを実施し、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を促進。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な機会を捉えて、「デコ活」及び「デコ活アクション」の推進に取り組む。(環)
【11】		<p>11)本基本方針における先駆的な取組について、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図るとともに、国際シンポジウム等において情報共有を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EU、OECD、UNEP等国际機関からの要請を受けて、日本の食品ロス削減の取組について情報共有を実施。(消)(農)(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国際組織と連携し、情報共有を実施。(消)(農)(環)
【12】	<p>②学校等における取組の推進</p>	<p>1)命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科学習等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食や教科等における指導において、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題を取り扱い、食べ物や生産等にかかわる人々への感謝の心を育むことや、個に応じた給食指導、給食の時間を適切に定めること等を促すため、教職員向けの「食に関する指導の手引」や、児童生徒向けの食育教材を教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において周知。(文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教職員向けの「食に関する指導の手引」や、児童生徒向けの食育教材を活用した学校における食育を推進。(文) ・第4次食育推進基本計画で求められている食品ロス削減を含めた学校における食育を推進。(文) ・引き続き、教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において指導の成果の周知。(文)
【13】		<p>2)学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等宛てに通知を発出し、栄養教諭を食に関する指導における中心的な役割を担う教員として位置付け、各学校においてより一層活用できるよう依頼するなど、栄養教諭による食に関する指導の充実を図った。(文) ・食品ロス、食品の安全性、環境問題など、食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導が行えるよう改訂した児童生徒用の教材について、教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において周知。(文) ・食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を対象として個別指導の重要性や手法等についての研修事業を実施。(文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、栄養教諭による食に関する指導の充実が図られるよう通知の周知徹底を図る。(文) ・引き続き、改訂した教材の周知及び活用を推進。(文) ・引き続き、予算事業の着実な実施により、栄養教諭の指導の改善・充実を図る。(文)

【14】		<p>3) 栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、都道府県教育委員会等に対し、計画的な採用等を働きかけるなど、栄養教諭の配置拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の資格を有する外部人材の活用等により、業務を支援する体制の強化等を図る事業を実施。(文) ・栄養教諭の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、栄養教諭の新規採用や、学校栄養職員から栄養教諭への任用替えを促進。(文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、予算事業の着実な実施により、栄養教諭の業務を支援する体制の強化を図る。(文) ・引き続き、栄養教諭の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、栄養教諭の新規採用や、学校栄養職員から栄養教諭への任用替えを促進。(文)
【15】		<p>4) 未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供にあたり、栄養士等を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける保育所等に対する、「栄養管理加算」を設けている。(こ) ・栄養教諭の任命権者である教育委員会等に対して、栄養教諭の新規採用や、学校栄養職員から栄養教諭への任用替えを促進。(文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、本加算により、保育所等への支援を実施。(こ) ・引き続き、栄養教諭の任命権者である教育委員会等に対して、栄養教諭の新規採用や、学校栄養職員から栄養教諭への任用替えを促進。(文)
【16】	<p>③地域における取組の推進</p>	<p>1) 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター 育成講座を定期的実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において指導的役割を担う方が、食品ロス及びその削減のための手法等について理解し、地域の特性を活かした食品ロス削減の取組を行うことができるよう、体系的に整理した教材(「食品ロス削減ガイドブック」)を作成(令和3年度～)。(消) ・地域において食品ロス削減の推進を図る人材を育成するための「食品ロス削減推進サポーター」制度を創設し、「食品ロス削減ガイドブック」を用いてサポーター育成のための講座を通じて、4,242人(令和8年1月末時点)のサポーターを育成(令和4年度～)。(消) ・サポーターの活動に有益な情報をメルマガとして、毎月数回程度発信。(消) ・登録サポーター向けにフォローアップとして有識者による講座を開催(令和6年度～)。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、サポーター育成講座やフォローアップを実施。(消)
【17】		<p>2) 食でつなぐ共生社会の実現に向け、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に向けた取組を、国や地方公共団体が一体的に取り組めるよう、「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に情報発信するとともに、「食の環(わ)」プロジェクトロゴマークの周知や、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に取り組む地方公共団体、企業、団体等による積極的な活用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省を中心に、関係省庁が連携し、関連施策を「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」として取りまとめ、「食の環(わ)」プロジェクトの一環として、地方公共団体等への周知等を実施。(農) ・「食の環(わ)」プロジェクトの主旨と、ロゴマークの使用を促進するため、消費者庁食品ロス削減特設サイトに特設ページを開設するとともに、ロゴマークの届出に関する情報を掲載。(消) ・国や地方公共団体以外の民間事業者は、当該ロゴマークの届出をすることとし、届出を管理(無償使用50件、有償使用7件(令和8年1月末時点))。(消) ・「食の環(わ)」プロジェクトのチラシを作成し、イベント等で配布、普及啓発を実施。(消) ・令和7年1月31日に、関係府省庁と連名で、地方公共団体へ「食の環(わ)」プロジェクトのロゴマークの利用促進について」の通知を发出。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係省庁と連携し、「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」として取りまとめた支援策の活用を促進。(農) ・引き続き、「食の環(わ)」プロジェクトの普及啓発を実施。(消)
【18】		<p>3) 食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により十分な食料を入手できない者への多様な食料提供に向けて、市町村等を中心に食品事業者、NPO等の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを支援。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域の関係者が連携してその課題に応じた取組を進める体制づくりを推進。(農)
【19】		<p>4) 地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、モデルケースとなるような「地域循環モデル」の構築を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ 地域循環モデル構築WG」において、地域特性等に応じた地域循環モデルの素案などについて議論。(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ 地域循環モデルWG」を活用し、自治体や民間企業等とも連携をしながら、地域循環モデルの構築に向けた取組を加速させていく。(経)

【20】		5) 食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアを創出・拡大するためのモデル事業を実施し、モデル事業を通して得られた知見や好事例等を他の地域・団体等に共有し横展開を図る。	・食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～)を通じて、食品ロスの内容、発生要因、削減に向けた取組・対策の効果検証等を実施。モデル事業成果を食品ロスポータルサイトに発信。(環)	・モデル事業で得られた知見を「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き(仮称)」として取りまとめ公開。(環)
【21】		6) 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げや横展開を図る。	・毎年度末に、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを実施し、結果を公表(平成28年度～)。(消) ・地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートの結果を踏まえて、地域の取組の底上げにつながる優良事例を公表(平成29年度～)。(消) ・令和7年3月に「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」を取りまとめ、地方公共団体の計画策定を推進。(環) ・令和7年10月に自治体職員向け「食品ロス削減のための取組事例集」を更新し、新たに2件の事例を追加。(環)	・引き続き実施。(消) ・引き続き、マニュアル及び手引きの周知を実施。(環)
【22】		7) 食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策(mottECOや売れ残り食品廃棄防止の地域実装等)を支援する。	・「食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」において、外食時の食べ残しの持ち帰り(mottECO)や飲食店・小売店等におけるフードシェアリングなどの売れ残り食品の廃棄防止に取り組む事業者、地方公共団体を支援。(環)	・モデル事業で得られた知見を「mottECO導入の手引き(仮称)」として取りまとめ公開。(環) ・mottECO導入を検討する事業者等に対して伴走支援を実施。(環)
【23】		8) 2025年日本国際博覧会や2027年国際園芸博覧会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種大規模イベント等での対策実施を推進する。	・「2025年大阪・関西万博アクションプラン」に基づく、会場内におけるナッジを活用した来場者向けの食品ロス削減の啓発活動の実施に向け、令和6年度に実施した実店舗での実証事業の結果、最も効果的であったデザインについて、デジタルサイネージ、ポスター、卓上三角POP、ステッカー、SNS用画像等の普及啓発資材を作成。博覧会協会を通じて営業参加者へ配布したほか、万博会場外でも普及啓発を行うべく、大阪府内外の市区町村や事業者へ普及啓発資材を配布。(消) ・「2025大阪・関西万博アクションプラン」に基づく、啓発資材の活用による飲食店における食品ロス削減等の呼びかけとして取組協力事業者の募集、万博会場用の啓発資材の提供を実施。(農) ・環境省と包括連携を締結しているJリーグの試合でフードドライブを実施など、普及啓発を実施。(環)	・2027年国際園芸博覧会においても、大阪・関西万博で得られた取組の成果をレガシーとして、食品ロス削減の取組を実施。(消) ・引き続き、普及啓発を実施。(農)(環)
【24】	(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	1) 規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。	・農林漁業者等による規格外や未利用の農林水産物を活用した新商品・サービスの開発、販路開拓の取組、加工・販売施設整備等に対し支援を実施。(農) ・水産加工連携プラン支援事業により、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者が連携した未利用の水産物を原料とした加工食品の開発や販路拡大の取組等への支援を実施。(農)	・引き続き本取組を実施。(農) ・引き続き、水産加工連携プラン支援事業により、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者が連携した未利用の水産物を原料とした加工食品の開発や販路拡大の取組等への支援を実施。(農)
【25】		2) 食品を有効活用する取組等、民間事業者が行う食品ロス削減に係る課題等の解決に必要な取組を促進する。	・食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証に対する支援を実施。(農)	・引き続き、本取組を実施。(農)

【26】		<p>3)食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、政府等の各種実態調査も踏まえ、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、安全係数の見直しや容器包装の工夫による賞味期限の延長及び厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商慣習検討ワーキングチームにより、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等について、企業への実態調査や検討等を実施。(農) ・製造・卸・小売の大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」を通じて「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」の普及啓発を継続的に実施。(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、商慣習の見直しに向けた調査・検討を実施。(農) ・引き続き、製・配・販連携協議会を通じて「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」について普及啓発活動を実施。(経)
【27】		<p>4)「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を進める上での課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減の更なる推進を図るため、「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を設置し、令和5年10月31日に第1回、令和6年4月23日に第2回、令和6年11月26日に第3回、令和7年3月18日に第4回、令和7年5月29日に第5回、令和7年9月11日に第6回を開催。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報連絡会を開催予定。(農)
【28】		<p>5)季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるように、ポスター等の資材を提供するとともに、当該資材を活用してPRIに取り組む小売事業者を公表。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、本取組を実施。(農)
【29】		<p>6)食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動(適量購入、「てまえどり」等)や消費行動(家庭における食品ロス削減の取組促進、「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等)の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗における、消費者への「てまえどり」の呼びかけを促進するため、消費者庁、農林水産省、環境省及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会とが連携して商品陳列棚に掲示する啓発資材を作成、ホームページで公開するとともに、コンビニエンスストア各社で展開。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間には、日本フランチャイズチェーン協会と連携した「てまえどり」の呼びかけ(令和3年度～)、同協会のほか小売店やドラッグストア関連の協会とも連携し呼びかけを強化(令和7年度)。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の資材の提供を行った。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(農)(消)(環)
【30】		<p>7)小盛り・小分けメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小盛りサイズメニューの導入等の取組を整理した「飲食店などの食品ロス削減のための好事例集」について周知。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き周知に取り組む。(農)

【31】		<p>8) 外食時の食べきりや、食べ残し持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」等により、一層の周知を図る。特に、食べ残し持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、留意事項を十分に理解して希望する者が、自己責任で持ち帰りをを行うことを当たり前にする啓発を推進するとともに、運用の状況を踏まえつつ、適宜必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁ウェブサイトに掲載した参考資料において、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」や、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について紹介したチラシ等を掲載。(消) ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」及び持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について、ホームページ等を通じて周知。(消)(農)(環) ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の参考チラシ等を周知。(消) ・事業者や消費者、行政(食品衛生担当)等に対して説明会等を通じ、理解促進に向けた啓発等を実施。(消)(厚) ・令和7年3月18日に開催した第4回「食品廃棄物の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」について説明をするとともに、食べきり・持ち帰り促進に向けた取組事例を紹介。(農) ・「食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」において、外食時の食べ残しの持ち帰り(mottECO)や飲食店・小売店等におけるフードシェアリングなどの売れ残り食品の廃棄防止に取り組む事業者、地方公共団体を支援。(環) ・mottECO導入モデル事業の公募要領において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の遵守を要件として盛り込み、ガイドラインの普及啓発と合わせた導入を推進。(環) ・mottECO等の食品ロス啓発資材をHPに公表。(環) ・外食店舗向け食べきりポスターを作成。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、説明会での周知等を実施。(消)(厚) ・運用状況を踏まえつつ、説明会の充実、必要に応じて啓発資料の改訂等を行う。(消) ・引き続き、普及啓発を実施。(農)(環) ・mottECO導入を検討する事業者等の伴走支援を実施。(環)
【32】		<p>9) 食べ残し持ち帰り促進のための啓発資材(mottECOロゴマーク及びポスター・ステッカー等)を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・mottECO等の食品ロス啓発資材をHPに公表。(環) ・令和7年12月31日現在で、計325件(自治体98件、その他団体227件)のmottECOロゴに係る利用申請。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(環)
【33】		<p>10) モデル事業を通じた好事例(mottECO等)の知見・ノウハウを整理した上で、「食品ロス削減のための取組事例集」への掲載、自治体職員向けセミナー等を通して周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月に自治体職員向け「食品ロス削減のための取組事例集」を更新し、新たに2件の事例を追加。(環) ・モデル事業の成果を踏まえ、令和6年度に「mottECO導入の手引き(仮称)骨子案」及び「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き(仮称)骨子案」を作成。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、知見の収集及び普及啓発を実施。(環) ・「mottECO導入の手引き(仮称)」及び「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き(仮称)」について取りまとめ公開。(環)
【34】		<p>11) 物流問題や人手不足等の社会変化も踏まえつつ、需要予測の高精度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品寄附のDX化については、実証システムを使用し、迅速な情報伝達や業務負担の軽減を検証するなどの食品寄附DX実証事業(令和6年度)を実施した成果等を公表。(消) ・商慣習検討ワーキングチームにおいて、POSデータ等を組み合わせた需要予測の高度化に向けた調査等を実施。(農) ・Webやアプリ等により、規格外や未利用の農林水産物の販売を行うビジネス(フードシェアリング)や、AI等の新技術を活用した需要予測等について、事業者の事例を整理し、食品関連事業者に対して周知。(農) ・物流の効率化に向けた返品条件の見直し等の取組を促進。(農) ・製造、卸、小売の大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」を通じて、サプライチェーン効率化に関する普及啓発を実施。(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業の成果等について、フードバンク認証制度の説明会等での周知を実施。(消) ・令和7年度補正予算事業のフードバンクの認証取得に向けた体制整備支援事業において、トレーサビリティの確保に資するシステムの導入・改修を支援。(消) ・引き続きAI・ICT等を活用した新たなビジネス等の周知、物流効率化の促進に取り組む。(農) ・引き続き製・配・販連携協議会を通じてサプライチェーン効率化に関する普及啓発を実施。(経)
【35】		<p>12) 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、本取組を実施。(農)

【36】		<p>13)「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、安全係数の設定の考え方や賞味期限を過ぎてでもまだ食べることができる期限の情報提供等、食品ロス削減の観点での改正内容を食品関連事業者等に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しを促し、食品ロス削減に向けた取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品期限表示の設定のためのガイドライン見直し検討会での取りまとめを踏まえ、令和7年3月に当該ガイドラインを改正。(消) ・業界団体に対してガイドラインの改正について周知すると共に、令和7年4月及び12月に団体独自の期限表示の設定に関するガイドラインの見直し・検討状況を確認。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しを促進。(農)
【37】		<p>14) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月17日より、食品表示基準に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用をしており、「食品表示基準Q&A」に記載。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な機会を捉えて周知を実施。(消)
【38】		<p>15) 食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融の普及を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動をする場として、ESG金融ハイレベル・パネルを2019年2月に設置。2025年3月までに8回開催。(環) ・令和元年10月にESG金融の普及・拡大に向けた「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を創設。これまでに6回開催。(環) ・国内におけるグリーンボンド等の発行促進に資するため、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」の普及促進を実施するとともに、グリーンボンド等の発行を支援する補助事業を実施。(環) ・地域金融機関におけるESG地域金融の実践を支援し、その結果も踏まえ、2020年4月に「ESG地域金融実践ガイド」を策定。以降、毎年改定を行い、2025年3月は、「ESG地域金融実践ガイド別添資料：事例集【令和6年度】」を策定。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各施策を推進。(環)
【39】	(3)表彰	<p>1) 食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において食品ロス削減推進表彰を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者を表彰することで、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的とする「食品ロス削減推進大賞」を創設(令和2～3年度)。(消) ・「mottECO」、「フードドライブ」及び「食品ロス削減の取組」に関し、食品ロス削減の機運を醸成することに資する優秀な取組が広く認知されるよう環境大臣表彰を創設(令和3年度)。(環) ・消費者庁と環境省の表彰を統合し、共催で「食品ロス削減推進表彰」を実施し、食品ロス削減全国大会のプログラムの一部にて表彰式を実施(令和4年度～)。(消)(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、優秀な食品ロス削減の取組に対して表彰を行っていく。(消)(環) ・令和8年度は栃木県那須塩原市で実施する食品ロス全国大会の場で表彰を実施。(消)(環)
【40】	(4)実態調査及び調査・研究の推進	<p>1) 食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計を継続的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法の定期報告により食品廃棄物等の発生量を把握するとともに、令和5年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、可食部率を考慮し、令和7年6月に食品ロス発生量を推計・公表。(農) ・自治体を対象にアンケートを実施し、家庭系食品ロス排出量の現状を把握。(環) ・食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を推計するための調査を実施し、調査結果を消費者向けの普及啓発に活用(令和5年度～)。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度食品ロス発生量の公表に向けて作業を実施。(農) ・引き続き、現状把握に努めるとともに、数値の精緻化に向けた検討を実施。(環) ・引き続き、最新の推計値に基づく調査を実施し、普及啓発に活用。(消)
【41】		<p>2) 食品ロスの内容、発生要因等を分析する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法の定期報告により食品廃棄物等の発生量を把握するとともに、令和5年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、食品製造業、卸売業、小売業、外食産業ごとの食品ロスの内容、発生要因等を分析。(農) ・令和7年度の自治体を対象としたアンケートにおいて、分析を行うための調査項目設置を検討。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・可食部・不可食部調査の結果を踏まえたデータを整備し、引き続き発生要因分析を実施。(農) ・回答結果を基に分析を実施。(環)

【42】		3) 家庭系食品ロスの発生要因(直接廃棄、食べ残し、過剰除去)を分析するため、必要な調査等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、家庭系食品ロスについて、その発生要因(直接廃棄、過剰除去、食べ残し)分析を実施。(環) ・食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～)を通じて、食品ロスの内容、発生要因、削減に向けた取組・対策の効果検証等を実施。モデル事業成果を食品ロスポータルサイトに発信。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食品ロスの発生要因分析を実施。(環)
【43】		4) 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果(影響度)、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を令和7年3月に取りまとめた。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめた手引きについて周知を実施。(環)
【44】		5) 食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・流通店舗に食品ロス削減に関するポスター等の啓発物を設置し、消費者の意識と行動の変化を事前・事後のアンケート調査によって捉え、啓発活動の効果を検証。(消) ・諸外国における食品の提供・寄附の実態及び関連制度や、食品ロス削減に関する先進的な取組等に関する調査を実施(令和2～5年度)。(消) ・ネットスーパー及びスーパー実店舗において賞味期限切れが近い商品の値下げ販売や売り場での啓発を通じて、商品の売り切りを実現するための物価高対策に資する食品ロス削減実証を実施(令和5年度)。(消) ・食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を推計するための調査を実施(令和5年度～)。(消) ・可食部・不可食部の把握のための調査を実施(令和5年度)。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、調査・研究等を実施。(消)(農)
【45】		6) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者における食品ロス問題に関する現状や動向を把握し、食品ロス削減に向けた施策の検討のため、一般消費者3,000名(令和元年度まで)～5,000名(令和2年度～)を対象に、食品ロス問題の認知度と取組状況等について調査を実施。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、同様の調査を実施。(消)
【46】		7) ムーンショット型研究開発制度において、食品ロス削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象に総合科学技術・イノベーション会議等が決定した10のムーンショット目標のうち、目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」の実現に向け、食品残渣等で安定的に生産した昆虫の飼料化や食品の革新的長期保存技術に関する研究開発を実施中。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、目標実現に向け研究開発を進める。(農)
【47】		8) 食品ロスに関する各調査結果に基づく内容を公表し、普及啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者を対象にした食品ロス問題の認知度と取組状況等についての調査の結果を踏まえて、家庭や外食時にできる食品ロス削減の工夫やコツなどを、消費者庁ウェブサイトやSNS等で発信し、普及啓発を実施。(消) ・食品リサイクル法の定期報告により食品廃棄物等の発生量を把握するとともに、令和5年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、可食部率を考慮し、令和7年6月に食品ロス発生量を推計・公表。(農) ・食品ロスポータルサイトに消費者、自治体、事業者向け情報等に分類し、様々な情報を公表。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者の動向を踏まえた普及啓発を実施。(消) ・令和6年度食品ロス発生量の公表に向けて作業を実施。(農) ・引き続き、掲載内容の追加、更新を実施。(環)
【48】		9) 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用する方法について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の災害時用備蓄食料の入れ替え時における活用状況に係る実態等についての調査業務を実施中(令和7年度)。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業が終了次第結果を公表。(消)

[49]	(5)情報の収集及び提供	1)先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者、事業者、地方公共団体の取組事例を消費者庁ウェブサイトやSNS等で紹介。(消) ・消費者等に対し広く普及し、食品ロス削減・食品寄附促進に効果的かつ波及効果が期待できる、食品ロス削減・食品寄附の推進に資する取組を行った者を表彰する「食品ロス削減推進表彰」を受賞した先進的な事例について、ウェブサイトやSNS等を活用して紹介。(消)(環) ・食品ロス削減月間における食品関連事業者による食品ロス削減に資する取組や、「てまえどり」や「食べきり」の周知について、プレスリリースやSNS、動画等により、広報を実施。(農) ・食品ロスに関する情報を一元的に集約した「食品ロスポータルサイト」を設置し、消費者、事業者、自治体のそれぞれに向けた情報提供を実施。(環) ・食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～))を通じて、事業者・地方公共団体等の先進的な取組を支援し、その成果を食品ロスポータルサイトにて発信。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、積極的な情報提供に取り組む。(消)(農) ・引き続き「食品ロス削減推進表彰」を実施し、結果をウェブサイトやSNS等で発信。(消)(環) ・引き続き、食品ロスポータルサイト」を中心として情報提供を行っていく。(環)
[50]		2)エンカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度食品ロス削減月間の期間に、エンカル消費のSNSで、食品ロス削減の普及啓発を強化。(消) ・エンカル消費普及のための子供向けの体験型ワークショップや、講演、各種イベント等への参画の際、食品ロス削減の概念等も含めて普及啓発を実施。(消) ・エンカル消費のパンフレットにおいて、食品ロス削減の概念に加え、食品ロスの削減に向けた企業の取組を紹介するなど普及啓発に努めた。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な機会を捉えて、普及啓発に取り組む。(消)
[51]		3)食品ロスによる経済損失及び環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計結果に係る情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者にイメージしやすいように、おにぎりやエアコンで表現した食品ロスによる経済損失及び環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計結果について、消費者庁ウェブサイト上の参考資料やガイドブックに掲載のほか、各種イベントの登壇で情報発信を実施。(消) ・消費者庁が公表した数値について、食品ロス量等と合わせた情報発信を実施。(農)(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、情報発信を継続。(消)(農)(環)
[52]	(6)未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等	1)関係者相互の連携のための取組(例:食品関連事業者とフードバンク活動団体等とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードライブ活動の推進)を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体等の取組への広範な支援を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者が遵守すべき事項を示した「食品寄附ガイドライン」を令和6年12月に策定し、この周知広報を行い、フードバンク等の社会的信頼性の向上を図ることでフードバンク等の活動の支援を実施。(消) ・令和7年度補正予算において、フードバンク等と生活困窮者の相談窓口の連携強化に向けて、連携のために必要な経費(フードバンクから提供された食料の倉庫代、相談者へ現物を送付する送料代等)を補助。(厚) ・フードバンク活動団体の食料受入・提供機能等の強化に向けて、企業とフードバンク活動団体等との情報交換会を各地で行うことで、食料の出し手と受け手のマッチングを実施。(農) ・フードバンク活動団体等の機能強化に向けた取組を支援。(農) ・食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等の支援を実施。(農) ・「食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」において、外食時の食べ残しの持ち帰り(mottECO)や飲食店・小売店等におけるフードシェアリングや食品寄附などの売れ残り食品、未利用食品の廃棄防止に取り組む事業者、地方公共団体を支援。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、策定された「食品寄附ガイドライン」の周知等を実施。(消) ・引き続き、フードバンク等と生活困窮者の相談窓口の連携強化のための取組に対して支援。(厚) ・引き続き、企業とフードバンク活動団体等との情報交換会を各地で行い、食料の出し手と受け手のマッチングを促進。(農) ・引き続き、フードバンク活動団体等の機能強化に向けた取組を推進。(農) ・引き続き食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等を推進。(農) ・mottECO導入を検討する事業者等の伴走支援を実施。(環)
[53]		2)食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を、「食品寄附ガイドライン」に基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品寄附ガイドライン」の周知等を実施するとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクの認証制度の構築のための実証事業を実施。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「食品寄附ガイドライン」の周知等を実施するとともに、令和8年度から運用開始予定のフードバンクの認証制度について同制度の実施要綱や審査基準案等を令和7年度中に公表予定。(消)

【54】		<p>3)「食品寄附ガイドライン」の運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品寄附の促進・定着を図るため、令和6年12月に「食品寄附ガイドライン」を策定。(消) ・関係省庁と連携して地方公共団体の関係部局や関係団体等に対して当該ガイドラインを周知するなど、食品寄附促進に係る一連の施策を実施。(消)(農)(厚)(こ) ・「食品寄附ガイドライン」の周知等を実施するとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクの認証制度の構築のための実証事業を実施。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品寄附ガイドライン」の周知等を進める。(消)(農)(厚)(こ) ・引き続き、「食品寄附ガイドライン」の周知等を実施するとともに、令和8年度から運用開始予定のフードバンクの認証制度について同制度の実施要綱案や審査基準案等を令和7年度中に公表。(消) ・食品寄附の実態把握等を実施。(消)
【55】		<p>4)食品寄附促進の観点から、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等がその旨を届け出た場合等に、期限表示、アレルギーなどの食品安全情報の伝達手法について、無償譲渡に限り包装上のラベル以外の手法を認める法的措置を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法的措置の必要性について検討中。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、法的措置の必要性について検討を行う。(消)
【56】		<p>5)食品廃棄物等の発生抑制に向けて食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例の発信を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年9月11日に開催した第6回「食品廃棄物の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、企業の取組事例とともにフードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いを周知。(農) ・内閣府地方創生推進事務局作成の「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」でプレイアップするための食品ロス削減に資する優良事例を収集し、同事例集に掲載された事例を消費者庁ウェブサイトにも掲載。(消) ・企業版ふるさと納税ポータルサイトにおいて、企業版ふるさと納税を活用した食品寄附に係る事例を公表し周知している。(参考:「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」p.63-64)(内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き周知に取り組む。(農) ・企業版ふるさと納税を活用した食品ロス削減に資する優良事例をプレイアップしていく取組を継続。(消) ・引き続き企業版ふるさと納税を活用した食品寄附に係る事例の発信を行う。(内)
【57】		<p>6)食品寄附活動の社会的信頼の向上のため、フードバンク活動団体等に保険に入ることを推奨するとともに、加入に対する支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に設置した「食品寄附等に関する保険分科会」における議論等を踏まえ、食品寄附に特化した新たな保険制度についての提言を取りまとめた。令和7年度は説明会の開催等を通じ、食品寄附関係者の保険加入の必要性等について周知等を実施。(消) ・フードバンク活動団体や子ども食堂での共食の場の提供時等における食中毒事故などに係る保険加入に対する支援を実施。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食品寄附関係者の保険加入の必要性等についてフードバンク認証制度の説明会等での周知を実施。(消) ・引き続き、フードバンク活動団体や子ども食堂での共食の場の提供時等における食中毒事故などに係る保険加入に対する支援を実施。(農)
【58】		<p>7)国として取り組むべき重要な消費者施策に積極的に取り組む地方公共団体に対する支援事業を通じて、フードバンク活動やフードドライブ活動等を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金を通じて、地方公共団体が実施する食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等を支援。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き取り組む。(消)

【59】		8)フードバンク活動団体や子ども食堂等を通じて未利用食品の提供拡大を図るため、フードバンク活動の機能強化に向けた専門家派遣や輸配送等に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣、食品事業者とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するためのサポートを実施。(農) ・大規模又は広域的な取組を行うフードバンク活動団体に対して、食品の輸配送等の支援を実施。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣、食品事業者とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するための支援を実施。(農) ・引き続き、大規模又は広域的な取組を行うフードバンク活動団体に対して、食品の輸配送等の支援を実施。(農)
【60】		9)食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、子ども食堂、子ども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により十分な食料を入手できない者への多様な食料提供に向けて、市町村等を中心に食品事業者、NPO等の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを支援。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域の関係者が連携してその課題に応じた取組を進める体制づくりを推進。(農)
【61】		10)DXを推進し、食品関連事業者、フードバンク活動団体、子ども食堂及び地方公共団体等、地域で食品寄附に関わる多様な主体のデータ連携を図ることによって食品寄附を促進するモデルケースを構築し、地域における食品寄附促進を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品寄附のDX化については、実証システムを使用し、迅速な情報伝達や業務負担の軽減を検証するなどの食品寄附DX実証事業(令和6年度)を実施した成果等を公表。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業の成果等について、フードバンク認証制度の説明会等での周知を実施。(消) ・令和7年度補正予算事業のフードバンクの認証取得に向けた体制整備支援事業において、トレーサビリティの確保に資するシステムの導入・改修を支援。(消)
【62】		11)スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店がフードバンク機能やコミュニティパントリーの役割を果たす地域モデル事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度補正予算により、従来寄附等の活用が難しかったコンビニにおける販売期限切れの食品等を、アプリを用いて支援が必要な者にマッチングし無償提供する「コンビニ型コミュニティパントリー導入実証事業」を実施中。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンビニ型コミュニティパントリー導入実証事業」の結果を踏まえ、令和7年度補正予算により、「コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた地域課題解消実証事業」を実施。(消)
【63】		12)住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク活動団体等と、地方公共団体や他の支援団体等との連携・協働等を促進することにより、フードバンク活動等を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク団体等と、地方自治体や他の支援団体等との連携・協働等を促進。(厚) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、フードバンク団体等の関係者相互の連携のための取組に対して支援。(厚)
【64】		13)食事の提供等を通じて、多様な子どもの居場所の提供を行う子ども食堂等を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・多様かつ複合的な困難に直面している子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける等の事業を実施するとともに、困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象に、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援。(こ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子ども食堂等への支援を通じて、多様かつ複合的な困難に直面している子どもたちへの支援を実施。(こ)

【65】		14) 政府備蓄米の無償交付により、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク活動団体を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごはん食を推進するための食育の一環として、子ども食堂・子ども宅食、フードバンクへ政府備蓄米の無償交付を実施。 ・令和7年度は、子ども食堂・子ども宅食については、年度内5回→12回の申請を可能とし、フードバンクについては、8月・2月(予定)通常支援のほか、7月と10月に追加支援を実施。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子ども食堂・子ども宅食、フードバンクに対して、政府備蓄米の無償交付を円滑に行う。(農)
【66】		15) 食品ロス削減推進表彰においては、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的として、消費者等に広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者や食品寄附促進が期待できる先駆的なフードバンク活動を行う者等を表彰するとともに、それら取組をウェブサイト等で広く周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者等に対し広く普及し、食品ロス削減・食品寄附促進に効果的かつ波及効果が期待できる、食品ロス削減・食品寄附の推進に資する取組を行った者を表彰する「食品ロス削減推進表彰」を受賞した先進的な事例について、ウェブサイトやSNS等を活用して紹介。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「食品ロス削減推進表彰」を実施し、結果をウェブサイトやSNS等で発信。(消)
【67】		16) 国の災害用備蓄食品の有効活用について(令和3年4月21日関係府省庁申合せ)に基づき、入替えにより不用決定を行った災害時用備蓄食料を、原則フードバンク活動団体等へ提供することを推進する。また、地方公共団体の災害時用備蓄食料の有効活用について、優良事例の普及等により取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、国の災害用備蓄食品の有効活用について(令和3年4月21日関係府省庁申合せ)を取りまとめた。有効活用にあたっての対応方法など、関係省庁へ、適宜、情報提供を行っている。(消) ・国の災害用備蓄食品ポータルサイトを通じ、各府省庁における災害用備蓄食品の提供情報を取りまとめ、公表することで、フードバンク活動団体等への災害用備蓄食品の提供を実施。(農) ・国の災害用備蓄食品の有効活用にあたって、不用決定を行った備蓄食料を農林水産省の備蓄ポータルサイトを通じて、希望する者へ提供。(関係省庁) ・地方公共団体の災害時用備蓄食料の有効活用の状況について、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートにより調査(令和6年度)。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施。(消)(関係省庁) ・引き続き、国の災害用備蓄食品ポータルサイトを通じ、各府省庁における災害用備蓄食品の提供情報を取りまとめ、公表することで、フードバンク活動団体等への災害用備蓄食品の提供を促進。(農)
Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項				
【68】	1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画 (3)食品ロス削減推進計画の策定又は変更への支援	1)国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定又は変更を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対し、食品ロス削減推進計画の策定等に関する説明会を開催(令和2年2月)。(消)(農)(環) ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が協議会員である地方公共団体に対して開催する、食べきり塾に参加し、食品ロス削減推進計画策定に当たっての情報提供および先進事例の共有等を行い、計画策定が一層促進されるよう支援を実施。第2次食品ロス削減基本方針の、第1次からの変更点について、地方公共団体に対して説明会を開催(令和7年6月)。(消)(農)(環) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減推進計画の策定予定を取りまとめることで現状を把握。また、地方公共団体からの計画策定に関する問い合わせに適宜対応。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方公共団体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農)(環) ・都道府県消費者行政部局に対して、消費者庁が実施する会議等で、食品ロス削減推進計画の策定の呼びかけを実施。(消) ・令和7年3月に「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を取りまとめ、地方公共団体の計画策定を推進。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き取り組む。(消)(農)(環) ・取りまとめた手引きについて周知を実施。(環)

【69】		<p>2)国は、計画策定又は変更等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう、必要な支援(地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。)、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策の推進のため積極的に取り組む地方公共団体に対して、計画的な取組を支援するため地方消費者行政強化交付金を交付。(消) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減の取組状況を取りまとめ、優良事例等をウェブサイトで公開。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方公共団体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農)(環) ・令和6年10月に自治体職員向け「食品ロス削減のための取組事例集」を更新し、新たに2件の事例を追加。(環) ・令和7年3月に「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を取りまとめ、地方公共団体の計画策定を推進。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き取り組む。(消)(農)(環) ・取りまとめた手引き等について周知を実施。(環)
【70】	2 関連する施策との連携	<p>1)このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、食品ロス削減推進会議幹事会、食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議等を開催。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜開催。(消)